

投資事業有限責任組合監査契約書の様式の解説

今般、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく監査の監査契約書の様式を公表するに当たり、監査契約書の様式で使用されている委嘱者の概念、各条文における行為主体の使用根拠及び監査契約書作成時における留意事項を以下において解説する。

1. 委嘱者の概念

本様式においては委嘱者を「〇〇〇〇投資事業有限責任組合」とする。

これは、委嘱者たる「〇〇〇〇投資事業有限責任組合」を無限責任組合員、有限責任組合員を含めた一体の概念と考えるものである。

2. 各条文における行為主体の使用根拠

本様式の各条文では、条文の趣旨や内容に応じて行為主体を特定している。様式で特定した行為主体とその根拠は以下のとおりである。

条文上の行為主体の区分	条文における使用文言	選択根拠
組合全体	委嘱者	上記委嘱者の概念に基づき、組合全体が各条文の行為主体となる場合には委嘱者という文言を使用する。
組合自体	有責組合	「有責組合の財務諸表等」や「有責組合の内部統制」等、組合自体に係る対象物が契約及び約款上の文言に出てくる場合には、当該文言に対して使用する。
無限責任組合員	委嘱者の無限責任組合員	条文上、業務執行者が行為主体になるべきと考えられる箇所は左記の文言を使用する。
無限責任組合員の経営者	委嘱者の無限責任組合員及び無限責任組合員の経営者（委嘱者の無限責任組合員が自然人である場合は、無限責任組合員とする。）	会社法の契約書ひな型において経営者を行為主体としている箇所は左記文言を使用する。

3. 監査契約書作成時の留意事項

(1) 監査契約書（注）

条文	留意事項
6. 受嘱者との連絡に当た る者の氏名及び役職 名又は所属部課	無限責任組合員が複数存在する場合には、特定の無限責任組合員の役職員の氏名等を記載することで足りるものとする (委嘱者が自然人の場合には委嘱者の無限責任組合員又はその使用人若しくは代理人の氏名等を記載する。)
委嘱者の押印箇所	無限責任組合員が複数存在する場合には、連名で記載することが考えられる。

(注) 無限責任組合員が自然人である場合の契約書は、様式2-1、2-2又は2-3を参照

(2) 監査約款

条文	留意事項
第4条第1項第4号イ	無限責任組合員が法人の場合には、無限責任組合員の株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書を入手する旨を記載する。 無限責任組合員が自然人の場合には、当該条文を削除し、ウ及びエを繰り上げてイ及びウとする。
第5条第2項	当該条文によって監査報告書の宛先を無限責任組合員に規定する。

以 上